

指定統計調査の承認等の状況

(平成19年10・11月分)

平成19年12月10日
政策統括官(統計基準担当)

1 指定統計調査の実施承認

| 指定統計調査の名称等 | 申請者 | 主な承認事項 | 承認月日 |
|--------------------|--------|--|----------|
| 小売物価統計調査 (7条2項) | 総務大臣 | 承認事項の変更 平成20年1月1日から施行 ・家賃調査で、借家提供事業者に協力を求めることができるよう変更 ・調査品目の「ミニディスク」を削除 ・調査品目の「家庭用テレビゲーム機」、「写真焼付代」、「DVDレコーダー」の名称をそれぞれ「家庭用ゲーム機」、「写真プリント代」、「ビデオレコーダー」に変更 平成19年12月1日から施行 ・調査品目の「ビール風アルコール飲料」を追加 | 19.11.12 |
| 科学技術研究調査 (7条2項) | 総務大臣 | 承認事項の変更 ・調査票甲の資本額、総売上額、営業利益高及び調査票丙の支出総額について、桁不足の調査対象があるため、一桁追加 ・調査票乙及び調査票丙の教員の定義を学校教育法(昭和22年法律第26号)の改正に伴い変更 | 19.11.14 |
| 農業経営統計調査 (7条2項) | 農林水産大臣 | 承認事項の変更 諮問第317号の答申「農業経営統計調査の改正について」(平成19年4月13日統審議第4号)を踏まえ、以下の変更を行う。 1 調査体系 (1)調査の効率化や行政施策推進上の利用実態を踏まえ、四半期別経営収支については平成19年の公表から、品目別経営統計については平成20年1月から廃止する。 | 19.11.14 |

| | | | |
|--|--|---|--|
| | | <p>(2) 個別経営体を個人経営体と個別法人経営体とに分離して営農類型別経営統計を作成していたが、これらを分離しない設計とする。</p> <p>(3) 組織経営体のうち、集落営農については集落営農型組織法人経営統計と集落営農型任意組織経営統計に分離して設計する。</p> <p>2 調査客体 2005 農林業センサスで導入された「農業経営体」の概念及び定義を本調査にも導入する。</p> <p>3 調査方法 調査票の郵送回収を導入するほか、普及会計ソフト、牛個体識別データの利活用、経営台帳へのプリプリント調査の導入等を行なう。</p> <p>4 調査事項（調査票）</p> <p>(1) 現金出納帳の調査項目のうち、農業以外の項目については年一括把握とする。</p> <p>(2) 経営台帳に特定農業団体の区分等を追加する。</p> <p>(3) 現金出納帳及び作業日誌から品目別統計用のコード欄を削除するとともに、経営台帳から品目別経営統計の負担率欄を削除する</p> <p>5 関係書類の保存 調査客体記録及び全国結果表の内容を電磁的記録とし、その保存期間を永年とする。</p> | |
|--|--|---|--|

2 統計報告の徴集の承認

| 指定統計調査の名称等 | 申請者 | 主な承認事項 | 承認月日 |
|--|--------|---|----------|
| 2010年農林業センサスの調査手法に関する試行調査 (統計報告調整法第4条第1項) | 農林水産大臣 | <p>本試行調査について、調査を実施することを承認した。</p> <p>平成22年「農林業センサス」(指定統計第26号を作成するための調査)の実施に先立ち、調査手法を検討するため実地の検証を行い、同調査の実施計画の立案に必要な基礎資料を得るために、「2010年農林業センサスの調査手法に関する試行調査」を実施する。</p> <p>(注)主な検討事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査手法(封入提出、調査員回収、郵送回収等)の検討 ・ 調査員が記入作成する「調査客体名簿」(4種類で検討)の内容、在り方 ・ 調査客体による調査票「所有する耕地面積、保有面積等」の記入状況等 | 19.10.30 |

(注)本表は、指定統計調査及び指定統計調査に密接に関連すると考えられる統計報告の徴集のうち、統計委員会への諮問にかからなかったものを整理している。